

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例（平成25年11月11日京都市条例第27号）（文化市民局市民スポーツ振興室）

京都市宝が池公園運動施設について、これまで、市民のスポーツ施設の利用機会の拡大を図るため、供用期間を延長する運用を行ってまいりましたが、当該運用について、条例に定めることにより、市民にとってより分かりやすい運用を実現するために、次のとおり京都市宝が池公園運動施設条例を改正することとしました。

現 行		改 正 後	
区 分	供 用 日	区 分	供用しない日
球技場	全面利用	球技場	1月1日から同
	特定部分利用		月3日まで及び
テニスコート		12月29日から同月31日まで	
会議室		会議室	

この条例は、平成25年11月11日から施行します。

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第27号

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（供用時間及び供用しない日）」に改め、同条本文中「供用日及び供用時間」を「供用時間並びにこれらの施設を供用しない日」に改める。

別表第1備考以外の部分を次のように改める。

区 分		供 用 時 間	供用しない日
球 技 場	全 面 利 用	午前9時から午後5時まで	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで
	特 定 部 分 利 用	午前8時から午後7時までの間において、別に定める。	
テニスコート		午前8時から午後9時まで	
会議室			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（文化市民局市民スポーツ振興室）